

【事務（デジタル人材枠）】の職務経験について

「事務（デジタル人材枠）」を受験するためには、令和7年3月31日時点で、地方公共団体や民間企業等で、ICTに関する業務に従事した期間（以下「職務経験の期間」という。）が通算5年以上が必要です。

職務経験の期間については、以下の点に注意してください。

1 職務経験の期間の考え方について

(1) 職務経験の期間とするもの

ア 職務経験の期間は、デジタル技術を活用した事業の企画・立案、情報システムの開発・保守・運用等に携わった期間のうち、週当たりの勤務時間が30時間以上である期間とします。このため、任用期間欄には、週当たりの勤務時間が30時間以上である期間のみ記入してください（デジタル技術を用いない職務（営業職等）のみに携わっていた期間や、週当たりの勤務時間が30時間未満である期間は、記入できません。）。

イ 複数の企業・団体等で勤務した経験がある場合は、同一の勤務先で6か月以上継続して勤務した期間に限り、職務経験の期間として計上することができます。

(2) 職務経験の期間から除くもの

育児休業、退職又は介護休暇の期間は、職務経験の期間から除きます。
ただし、産前休暇及び産後休暇の期間は、職務経験の期間に含めます。

(3) 1月未満の期間の合算について

職務経験の期間に1月未満の期間が複数ある場合で、その日数の合計が30日以上あるときは、30日を1月として換算します。なお、職務経験の期間から除く場合も同様とします。

2 自己申告書の作成単位について

複数の企業・団体等で勤務した経験がある場合は、各勤務先ごとに1枚作成してください。

3 その他

最終合格者には、記載された職歴等を証明する書類（勤務先の押印があるものに限る。）の提出を改めて依頼します。

申告内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、内定又は採用を取り消す場合があります。